

2025年12月2日より、

従来の健康保険証は利用できなくなります。

マイナ保険証または資格確認書をご利用ください。



**マイナンバーカードを
健康保険証として利用できます。**



※利用する場合は、顔認証もしくは暗証番号による本人確認が必要です。

【利用可能場所】

外来受付窓口、入院窓口、救急受付窓口

**公費負担医療受給者証、こども医療費助成受給者証、
重度心身障害者医療費助成受給者証、介護保険証、
特定疾病療養受療証等の確認はマイナンバーカードで
行うことができないため、すべてご持参ください。**